令和９・１０年度　配給水管等修繕工事請負希望者募集案内

令和９・１０年度に前橋市水道局が発注する、緊急時における配給水管等修繕工事請負を希望する方は、下記のとおり申し込みをお願いいたします。

令和８年１１月１３日

記

１　申し込みができる者

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

１）令和８・９年度前橋市建設工事競争入札参加資格審査において水道施設または管工事の資格を有すると認められた者もしくは、審査申請済みであること。または、令和９・１０年度前橋市小規模修繕工事契約希望者登録
事業者（衛生・給排水設備工事）に申請予定であること。
ただし、小規模修繕工事契約希望者登録事業者及び管工事の資格のみを有する者は、１件の金額が１３０万円を超える修繕工事等は施工できないものとする。
なお、資格変更に伴う取り扱いの変更は随時行うものとする。

２）前橋市指定給水装置工事事業者であること。

３）前橋市内に本支店があり、速やかに修繕対応ができること。

４）当番制により平日・休日を問わず、昼夜の緊急修繕の対応ができること。

５）休日及び祝日の民地内メーター二次側修繕業者として、当番制で「広報まえばし」に掲載し、修繕対応ができること。

６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。）でないこと。

７）会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更正手続開始の申し立てをしていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者（会社更生法に基づく更正手続開始の申し立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格審査の再認定を受けている者）。

２　申し込み方法

１）提出書類
令和９・１０年度　配給水管等修繕工事請負希望申込書（別紙１）１部
令和９・１０年度　配給水管等修繕工事請負者連絡票（別紙２）　１部

２）提出期間
令和８年１１月１８日（水）から令和８年１２月１８日（金）まで

３）提出・問い合わせ先
前橋市岩神町三丁目１３番１５号
前橋市水道局水道整備課維持修繕係
電話０２７－８９８－３０３３・３０３４

４）提出方法

直接持参願います。

土曜・日曜・祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分まで

３　修繕工事請負期間

令和９年（２０２７年）３月３１日（午後５時１５分）から令和１０年（２０２９年）３月３１日（午後５時１５分までの）２年間とする。

４　申し込み結果

後日、文書で回答いたします。

５　修繕工事請負者資格の取消しについて

以下の場合は、資格が取り消しとなります。

１）令和８・９年度及び令和１０・１１年度において、「水道施設」及び「管工事」の両業種の争入札参加資格を認定されなかった場合

２）令和９・１０年度前橋市小規模修繕工事契約希望者登録から除外された場合